

廃対第4166号
令和2年1月22日

一般社団法人石川県産業資源循環協会 御中

石川県生活環境部廃棄物対策課長
(公 印 省 略)

無害化処理認定施設等の処理対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の拡大に係る関係法令等の改正について（通知）

標記について、令和元年12月20日付け環循規発第1912201号・環循施発第1912201号にて、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長・同省同局ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長の連名により、別添のとおり通知がありました。

本通知において、環境省では、無害化処理認定施設等の処理対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の拡大について、令和元年12月20日に関係法令を改正するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（平成28年7月26日閣議決定）を変更したので、その内容に関して留意願います。

つきましては、貴協会会員に通知内容を周知していただくようお願いいたします。

(事務担当)
石川県生活環境部廃棄物対策課
指導グループ
TEL：076-225-1474